

横浜市難病情報メールマガジン利用規約

平成 20 年 5 月 8 日制定（課長決裁）

最近改正 平成 26 年 12 月 26 日 健保事第 3302 号（課長決裁）

1 利用目的

「横浜市難病情報メールマガジン」は、横浜市が実施している難病講演会・相談会、難病患者と家族の交流会や医療講演会などの情報を、患者とその家族、および関心のある者に配信することを目的とする。

2 メールマガジンの形態

発行管理課のみが情報を配信する、一方向型のメーリングリスト（通知型メーリングリスト）とする。

3 参加者の構成

市民、職員等。

4 メールマガジン発行責任者および管理者の設置

メールマガジンの運営全般を統括するため、次のとおり責任者および管理者を設置する。

- (1) 責任者は難病対策事業主管課長をもって充てる。
- (2) 責任者はメールマガジンの運営及び配信情報の管理等を行い、その責務を負う。
- (3) 管理者は責任者によって指名され、運営及び配信情報の管理等の実務を担う。

5 参加・脱退方法

希望者は、自ら、Web の入退会画面やコマンドメールを利用して参加・脱退操作を自由に行うことができる。

6 メールマガジンで取り扱う内容

(1) 配信内容

横浜市等行政及び難病関連団体が実施している難病講演会・相談会、難病患者と家族の交流会、医療講演会の情報及び横浜市等行政からのお知らせ。

(2) 配信頻度

随時。

(3) 文書形式等

テキスト形式の文書のみとし、HTML 形式の文書や添付ファイル付きメールでは配信しない。

7 参加者の責務

メールマガジンの利用にあたり、参加者は次の項目を遵守することとする。

- (1) 目的外の利用はしないこと。
- (2) メールを送受信する場合は、事前にウイルスの感染の有無を確認し、ウイルス感染の被害がないよう十分に配慮すること。
- (3) メールマガジンで得た情報の商用利用は禁止します。(商用での転載、または商用での再配信等)。
- (4) メールマガジンで得た情報の無断での転用、再配信及び無断加工等は禁止します。ただし、難病患者とその家族、患者会、医療従事者等の関係者及び関係団体が運営するホームページ(ブログを含む)、メーリングリスト等への転載、再配信等については、この限りではありません。
- (5) その他責任者が定めること。

8 利用の制限

次の項目に該当する場合、責任者および管理者は当該参加者に対して参加を停止することができる。

- (1) 前条に定める参加者の責務を怠った場合。
- (2) その他、メールマガジンの円滑な運営に支障があると認められる場合。

9 免責事項

メールマガジンを受信するか否か、催しに参加するか否か等は、利用者の皆さまの自由な判断にお任せしております。従って、本メールマガジンを介して得た情報により、発生あるいは誘発された損害、情報の利用により得た成果等についての責任について、横浜市及び発行管理課は負いません。

10 利用・運用上の注意

参加者は、この利用規約に定める事項のほか、次に挙げる基準類を遵守すること。

- (1) 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン
<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/it/gl/gl.html>
- (2) 横浜市行政情報ネットワーク運用管理規程
<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/it/gl/ykan/>

附 則

この規約は平成 23 年 6 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は平成 27 年 1 月 1 日より施行する。